

安全規制体制のあり方

2011年8月16日

第31回原子力委員会ヒアリング

原子力資料情報室共同代表 伴英幸

1. 原子力発電からの撤退の必然

大事故が起きる前に原発からの撤退の道筋をつけたいと努力してきたが、福島第一原発で過酷事故が起きてしまい、情けない気持ちでいっぱいです。

この事故によって広範囲に拡散した放射能の長期にわたる影響について、①福島第一原発の事故の収束と後始末、②放射能の生物への影響、③これらに対する対策費用などの観点から考えると、原子力発電を社会的・経済的にも維持することは難しく、早急な撤退こそ残された唯一の道と考えます。

第二次世界大戦の敗北を戦略・戦術の問題として捉える考えが残っていますが、今回の福島第一原発の事故を単に管理の失敗として捉えようとする専門家は「戦犯」に匹敵すると思います。

原子力委員会は、人々を不幸のどん底に突き落としてしまった責任を「深刻に受け止めている」以上に踏み込んで表明し、これまで原子力を進めてきた責任を取って、原子力から撤退する方向へ政策を転換するべきだと考えます。また、覚悟と能力が原子力委員会に求められていると思います。

さらに、廃炉あるいは原子力からの撤退を進めても、放射性廃棄物の後始末が残ります。原子力委員会は、この後始末問題に専念し、現行処分計画よりいっそう安心・安全な方法の研究および提案を行い、費用を確保し、そしてこれらに対する「国民合意」を得る努力をするべきだと考えます。

2. 事故原因をめぐる総合的な検討の必要

爆発した第一原発の各号機の内部の詳しい様子や真相がわかるには10年以上の歳月が必要と考えられます。規模がはるかに小さかった TMI での炉心溶融事故でも10年の歳月が必要でした。

原子力ムラといわれる批判を許さないムラ体質が今回の事故の根本原因にあると考えられます。今回の事故の究明と並行して、ムラ体質の解体を進める必要があると考え

ています。

現行の指針の見直しは始まったようですが、これと並行して、SBO が検討されながらも確率が低いとして取り入れられなかった理由についても追求するべきと考えます。加えて、現行の指針は「単一故障」を基本としています。この考えが破綻したのではないかと考えています。この点では、共通要因故障を軽視しているとの批判を受け止めるべきだと思います。

3. 安全規制のあり方

このまま原発が止まっていくことが安全の観点、廃棄物の観点などからもっとも望ましいと考えていますが、数年から 10 年程度、運転を継続する原発があるとすれば、徹底して安全を確保するための規制が必要だと考えています。

規制の現状をいくつかの事例を挙げて述べますと；

福島第一原発の過酷事故に対して十分な検討がなされていないにもかかわらず、原子力安全・保安院（以下、保安院）は電源確保と津波対策で原発の運転を容認しようとしています。この対症療法的な対応は旧態依然としています。

地震が「想定」を超えている事態に至ったのですから、耐震バックチェックのやり直しこそ、まず、求められることだと考えています。もっとも、この「想定」はすでに 2009 年の福島第一原発に関する耐震バックチェックの議論で甘い想定が指摘されていました。保安院は十分な検討もせず無視しました。

また、例えば、六ヶ所断層や積丹半島西岸の海底活断層¹など、指摘された活断層を無視したままです。これらの議論をしないことが第一に必要だと考えます。

このほかにも、断層が短く評価されたり、地震調査推進本部がルールとする運動が無視されたり、時刻暦波形で計算上処理されたりしています。

泊 3 号機への対応も、本来、停止して判断を待つべきと指示するべきところ、調整運転を継続させ手続きの続行を指示しました。

こう見てくると、現在の規制当局が、原発推進に偏りすぎて役割を果たしていないと考えられます。しかし、果たして保安院を独立させれば、安全第一の姿勢で施策が行われるか、心もとない限りです。申告制度を作ったが申告者が不利益を被った事例を考えると、原子カムラの解体なくして、もはや本来の規制は期待できないのかもしれないと思っています。それほど根が深い。

¹ 「六ヶ所村周辺の変動地形から見てくること」 渡辺満久著（『増補一原発は地震に耐えられるか』原子力資料情報室 2011）、

「積丹半島西岸の地殻変動と海底活断層」 渡辺満久ら、（2009 年日本地震学会秋季大会予稿集）

4. 保安院の独立に関して

その上で、事態を改善するために、保安院は経済産業省の外局としての存在から独立する必要はあると考えています。保安院の独立は設立時からの議論であり、これまで新長期計画策定会議の席でも議論になりました。すでに方向性が示されていますが、どのような形態になるにしても、最低限満たされるべきことを箇条書きにします。

- ① 完全な独立性の確保
- ② 完全な公開性の確保（企業秘密による非公開をなくすべきです）
- ③ 独立性した規制機関の事業監査に市民を加えること、
- ④ 市民・住民へ丁寧に説明するシステムを組み込むこと
- ⑤ 規制機関の人材は推進機関とは完全に分ける（役人も専門家も）
- ⑥ 定期検査を規制機関自らが行うか、もしくは事業者やメーカーから独立した第3者機関を設立して行わせる（人材の確保・育成が必要）